

貨物集配車の駐車禁止規則の見直し

◆働き方改革の一環で警察庁が都道府県警に駐車規制の見直しを通達

2018年8月に東京23区を中心とした100ヵ所以上の駐車禁止区域で貨物集配中の車に限り駐車が認められるようになると報道された。これは、政府の自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議が直ちに取り組む施策の一つとして貨物集配車の駐車規則見直しを盛り込んだことを受けて、担当省庁の警察庁が都道府県警に出した18年2月の通達への対応として行われる。通達は20年度末までに一定の範囲で駐車禁止区域で貨物集配中の駐車を認めるよう求めている。

今後、警視庁は18年秋に対象区域を検討し、駐車可能な時間、場所などを定めて19年度から順次実施していく予定である。対象区域は、貨物集配中の車が一度に数件の集配を行う際に、荷さばきに10～20分程度必要となる都市部の中型マンションや雑居ビルの周辺の道路が中心になる。駐車を認める場所には、駐車可の標識の下に「集配中の貨物に限る」などと書いた標識を設置する。

◆路上駐車の問題を解決するには官民の協力も必要

交通渋滞を招き、緊急車両や路線バスの通行を妨げる、さらには交通事故の原因にもなる駐車禁止区域での駐車はできる限り取り締まったほうがよい。ただ、貨物集配中の車の路上駐車の多くは宅配便の配達や、コンビニ、スーパーへの集配にとまなう荷さばきのために行うものであり、行き過ぎた取締りは利用者の利便性や経済活動を損なう。安全確保を大前提とした規則の見直しには一理ある。

問題は、貨物集配中の車の駐車場所を確保するには歩道の幅を縮小したり、2車線ある車道のうちの1車線をつぶすなど警察だけでは対応できない課題が出てきて規則を見直せない場合があることだ。武蔵野市吉祥寺では、貨物集配中の荷さばきに伴う駐車問題をまちづくりの一環ととらえて、地元商店街、集配事業者、駐車場経営者、武蔵野市が協議会を設置し、集配時間の指定や共同集配場の設置を行っている。また、武蔵野市はIT技術を活用した駐車場情報を提供するなど、一般車の駐車違反对策も行っている。このような官民が協力した取り組みが警察の規則見直しと共に路上駐車の問題の解決には必要になるだろう。 【藤井和則】